

(様式 1 別紙 1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 沼田市移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、沼田市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、沼田市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に沼田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額
 - (4) 移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に沼田市以外の市区町村に転出した場合：半額